

一般社団法人 National Chess Society of Japan 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、National Chess Society of Japan と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、チェスの普及発展と技術向上、伝承を目的とするとともに、その目的に資するため、次に事業を行う。

- (1) チェスの普及およびチェス選手の技術向上
- (2) 国内・国際チェス競技会の主催および国内で開催されるチェス競技会の後援・公認
- (3) 国際チェス競技会への代表者の選考、派遣および外国選手の招聘
- (4) チェスに関する公認指導員および公認審判員等の養成および登録
- (5) チェス選手の登録、ランキングの管理・運営
- (6) チェス普及・振興のための調査、研究および広報活動
- (7) 日本チェス界を代表して内外のチェス団体、スポーツ関連団体との交流および支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯関連する事業

第 3 章 社員

(種 別)

第 4 条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して、次条の規定により入会した個人又は団体とする。

(入 社)

第 5 条 社員として入社しようとする者は、入社申込書を理事に提出して、入社申込みを行うものとする。

2. 入社は、社員総会において別に定める基準により、理事においてその可否を決定し、

これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

第 6 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 7 条 社員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 2. 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
 3. 理事は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (ア) 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。
- (イ) 総社員が同意したとき。
- (ウ) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 社員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会員)

第 11 条 当法人は、社員とは別に、当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する会員

を集めることができる。

2. 会員の入会、退会、地位、会費等については、別途社員総会で定める規則によるものとする。

第 4 章 社員総会

(権 限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (ア) 入社の基準並びに会費及び入会金の金額
- (イ) 社員の除名
- (ウ) 理事の選任又は解任
- (エ) 理事の報酬等の額
- (オ) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (カ) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (キ) 定款の変更
- (ク) 事業の全部又は一部の譲渡
- (ケ) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (コ) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とし、全ての社員をもって構成する。定時社員総会は、事業年度の終了 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数によりこれを決し、理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2. 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき、1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(ア)社員の除名

(イ)定款の変更

(ウ)解散

(エ)その他法令で定められた事項

3. 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事は、これに記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 2 名以上 10 名以内

(役員を選任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の権限及び代表理事)

第 21 条 理事のうち社員総会の決議をもって 1 名を代表理事とする。

2. 代表理事以外の理事は、業務執行理事とする。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

3. 理事については、再任を妨げない。

4. 理事が第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の額を支給することができる。

2. 前項の規定とは別に、理事には費用を弁償することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 26 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様である。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 27 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
2. 前項の規定により報告され、又は、承認を受けた書類を主たる事務所に備え置くものとする。
 3. 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 28 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 29 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第 30 条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）

第 31 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

（公告）

第 32 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 9 章 事務局その他

（事務局）

第 33 条 当法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、理事が行う。

2. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事が定める。

（委任）

第 34 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事が定める。

(法令の準拠)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 36 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 12 月 31 日までとする。

(設立時理事及び代表理事)

第 37 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 ヒーバート 由美子

設立時理事 山田 明弘

(設立時社員の氏名及び住所)

第 38 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(以下、社員 2 名氏名住所省略)

(署名は理事 2 名、司法書士 1 名 平成 30 年 1 月 19 日付)